

## 現況分析単位において大学の意向を修正するもの（5大学5件）

### ○その他の研究施設を一つの分析単位としたい案を認めなかったもの【研究面：1大学】

評価単位は各法人が設置する学部・研究科等、附置研究所及び共同利用・共同研究拠点に認定された研究施設とする原則によったもの。「附置研究所」は、平成25年度に実施したミッションの再定義において対象とした、各大学が全学的な附置研究所・研究センターとして位置付けた研究施設とする。）

- ・10 東北大学（原子分子材料科学高等研究機構）

### ○教員組織を学部・研究科以外に置いており、当該組織のみを分析単位とし研究科を分析単位としない案を認めなかったもの【研究面：1大学】

評価単位は各法人が設置する学部・研究科等とする原則によったもの。なお、学校教育法第85条但書により、学部には代わる教育研究上の組織を置く場合の教育面・研究面の評価は、学部と同様に扱う原則により研究域についても評価単位とする。

- ・38 金沢大学（研究域）

### ○共同利用・共同研究拠点を学部・研究科と一括りの単位としたい案を認めなかったもの【研究面：2大学】

共同利用・共同研究拠点に認定された研究施設を評価単位とする原則によったもの。

- ・22 東京大学（海洋基礎生物学研究推進センター）
- ・67 徳島大学（疾患酵素学研究センター）

### ○複数専攻を置く研究科を専攻毎に分割して分析単位としたい案を認めなかったもの【研究面：1大学】

評価単位は各法人が設置する学部・研究科等とする原則によったもの。

- ・43 静岡大学（総合科学技術研究科）

（参考）学校教育法第85条

第八十五条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。